

高知県教育委員会 会議録

平成27年3月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成27年3月31日(火) 13:30

閉会 平成27年3月31日(火) 14:40

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	幼保支援課課長補佐	中山 明
〃	小中学校課長	長岡 幹泰
〃	小中学校課課長補佐	小田 通
〃	教育政策課課長補佐	中平 貢正
〃	教育政策課チーフ	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 3月臨時委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

委員長 本日の付議第5号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第5号の議案を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員長 事務局	専門員は技術者か。または、一般の行政職員か。 事務や技術に関わらず、再任用のスタッフについては、県庁全体が専門員という職名をつけるということになっている。今回は文化財課の業務量を勘案し、1名短時間勤務の再任用の職員を置くことになった。 なお、教育機関に置く専門企画員は課長補佐級の職である。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑等

委員 事務局	付議第2号の事務委任規則と付議第3号の事務専決規程の関係はどうなっているのか。また、訓令というのはどういうものか。 訓令は行政機関内部の決まりごとである。専決規程は、この事務は教育長に専決させるという行政機関内部での決まりごとである。 付議第2号と第3号の関係性であるが、第2号は事務委任規則で、教育長に委任できない事務を定めることによって、認定こども園の認定や認可をする権限は教育委員会に残すということである。第3号は、教育委員会に残った、認定こども園の認定や認可をする事務を教育長が決裁で処理ができるようにしたいというものである。専決の場合はあくまでも事務の権限は教育委員会に残っており、認可等の通知は、高知県教育委員会名とする
-----------	--

委員 事務局	<p>が、認可等の決定は教育長の決裁で行うということである。</p> <p>事務の委任は、権限自体が教育委員会から教育長に移るということであるので、通知は、高知県教育長名ですということになる。</p> <p>教育長が専決するものは、他にもたくさんあるのか。</p> <p>事務委任規則第2条の1号から37号以外の事務は教育長に委任できるようになっている。また、委任できない事務のうち、事務専決規程の第2条で、1号から10号の事務について教育長に専決させることにしている。ただし、内容が重要かつ異例なものについては、教育委員会に付議をして議論していただく可能性はある。また、教育長は、専決した事務のうち教育委員会において了知しておく必要があると認められるものについては、教育委員会の会議に報告しなければならないことになっている。</p>
委員 事務局	<p>教育委員会制度が変わると、教育委員会の権限は大きく変わるのか。</p> <p>執行機関はあくまでも教育委員会であるので、大きくは変わらない。</p>
委員 事務局	<p>軽微な規則等の変更などは、教育長専決にした方がいいといつも思っているのだが。</p> <p>条例はもちろん、規則の改正は決まりごとを変えるということなので、教育委員会の意見をもらう形で行っている。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第4号 地方自治法の規定に基づく委任の協議及び補助執行の廃止の協議に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑等

委員 事務局	<p>子ども・子育て支援新制度の施設や保護者にとっての具体的なメリットは何か。</p> <p>施設にとっては、給付制度が一元化されたことである。消費税による財源が確保され、今までは補助事業であったので、予算によって給付額が変動していたが、全ての事業について一律に給付されるようになる。</p>
委員 事務局	<p>子ども一人あたりの金額等、具体的なメリットは。</p> <p>施設規模によっても違うが、幼稚園において、151名程度の定員で4歳児以上に約25,000円が最低給付されるようになっている。今までは、幼稚園と保育所の財政の流れが違っており、幼稚園は、一人あたりの単価が明確でなかったが、これからは明確になる。保育所の単価を基準に公定価格を決めるので、保育所の単価はあまり変わらない。</p> <p>金額的なメリットは、あまり無い施設と非常にある施設があり、小規模の保育所、幼稚園については単価が上がっている。90人以下の小規模の施設への</p>

委員	財政支援は多くなっており、1.2~1.3倍である。
事務局	単価は約25,000円ということか。
委員	それは、4歳児以上の151名程度の定員の幼稚園の公定価格であり、高知県内での最低の単価である。幼稚園、保育園によって単価設定が違い、定員規模によっても違う。職員の配置状況や職員の経歴状況で加算があるので、単価設定は複雑になっている。
事務局	例えば幼稚園の保護者の負担についての補助率はどれくらいなのか。
委員	補助率ではないが、今までは、私立幼稚園の場合、一律約35,000円の授業料と約10,000円の施設整備費であった。これからは、保護者の収入によって、市町村が保育料を決定するので、今まで35,000円を払っていた方が、6,000円になる可能性がある。一番多く払う方でも公定価格の25,000円を上回ることはないので、保護者は、いろいろな施設を選びやすくなると言える。
事務局	施設に対する補助金はあまり変わらないが、保護者の負担が減るとのことだが、そのお金はどこから出るのか。
委員	幼稚園の負担も、年齢や定員規模によって違う。151名定員以上は約25,000円だが、これが40名定員規模なら40,000円であり、規模によって内閣府が設定している公定価格が違う。
事務局	運営費についてだけ見ると、保育所は定員設定によって、20名から171名以上の間に17規模において単価が違い、かつ、その中で0歳、1・2歳、3歳、4歳以上と年齢で4段階に分かれており、非常に細かな価格設定になっている。
委員	保護者の負担はかなり減ると考えてよいのか。
事務局	保護者の負担は減り、平準化する。どの施設を利用しても同じ保育料になる。
教育長	171名定員規模以上だと公定価格が25,000円であり、公定価格以上は負担金を取れないので、負担金の上限は25,000円だが、20名定員の施設で実際に多く費用がかかっても25,000円までしか負担金を取れないので、超える部分は、市町村が負担しなくてはいけないのではないかという問題がある。
事務局	施設に対する財政支援が国から来ても、市町村はすべて施設に払わなければいけない。施設にとっては確実に示された金額は入ってくるが、市町村によっては負担が増える可能性がある。
委員	県が出すということにはならないか。
教育長	県が出す訳にはいかないので、国に制度の矛盾点を訴えて行くしかない。
委員	地域型保育給付は今までの認可外保育施設も含むのか。
事務局	今まで、認可外保育施設として運営していた所が、市町村の認可を受けた場合、地域型保育給付を受けることができる。認可外保育施設のままでは給付を受けることはできない。今まで、国からあった認可外保育施設への給付は無くなり、地域型保育給付の認可を受けることを進める方向性である。
委員	認可を受けるには、一定の条件を満たさないといけないのか。
事務局	地域型保育事業の小規模保育事業については、19名以下の定員となるが、保

	<p>育士の割合によって給付単価が変わって来る。全員が保育士の場合、給付単価が高くなる。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>この新制度では、保育士や幼稚園教諭の待遇改善につながることはないか。公定価格の中に処遇改善費3%を含んでいる。また、配置基準は、今までの法的な基準では、3歳児については20人に1人の割合で保育士を配置することになっていたが、公定価格の単価上は15人に1人の基準で単価設定している。いろいろ加算制度があるので、手厚い保育・教育を行っている施設については、多少加算が多くなる仕組みになっている。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>市町村は大変である。県の幼保支援課も事務量が増えるのではないか。今年度は事務量が増えているが、新制度がスタートすれば、幼保支援課としてはそれほどの事務量ではない。事務量が増えるのは、現場の保育所や幼稚園である。単価を計算して市町村に請求しなければいけない。パソコンのソフトを配布しているが、計算が複雑である。現場での混乱が心配であるので、できるだけスムーズに進むように支援をしていきたい。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>保護者に給付されるというのが問題である。 法定代理受領により施設が市町村から受け取ることができる。しかし、今まで、保育料は、幼稚園は施設へ、保育所は市町村への納付であったが、個人によって納付額が違うので、保護者へのしっかりとした説明が必要である。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>保護者の払う保育料は今でも都道府県でかなり差があるのではないか。 市町村あるいは都道府県の裁量であるので高知県内でも、今回の制度導入によって給食費を無料にしたり、保育料を無料にした市町村が増えた。高知市は第2子が無料になっているし、県でも3歳未満の第3子については無料としている。国は多子の家庭に減免制度を設けており、保護者負担は若干減る傾向である。生活保護を受けている家庭の保育料は無料であり、学習に必要な日用品に対しても補助がある。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>保育士の給料は増えていくのか。各施設の規定によるのか。 最終的には各幼稚園、保育所の給与規定によって支給される。新制度では、公定価格には3%の処遇改善費が含まれ、施設に入るお金は増え、職員に還元されているかの確認を市町村や県は行うようになっている。しかし、施設側は基本給を上げる手段よりは手当てとして一時金を出す方法を取っているところが多く、基本となる給料を上げるということまでには至っていない状況である。</p>
<p>委員長 事務局 委員長</p>	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第5号 平成27年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑等

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1～5号 原案のとおり議決